

## 平成 30 年度 入札制度の改正について

### 1 一般競争入札における 1 者応札について

これまで、本市では、より公正性と競争性を確保するため、一般競争入札においても、入札参加者が 1 者であった場合、当該入札を中止としてきました。

しかしながら、他市町村において、一般競争入札は、広く公告をして入札希望者を募集するもので、その公募にも関わらず、入札者が 1 者しかいなかったということに過ぎないもので、当該入札に参加した者は、入札が行われるまで競争相手がいないことを知り得ないため、他に入札者があるであろうことを予想し、これと競争する意思をもって入札に参加しているものであるため、競争性は十分に確保されているものと認めることから、一般競争入札における 1 者応札を可としております。

本市もこの考えに賛同し、一般競争入札における 1 者応札を可とします。

なお、指名競争入札については、引き続き、入札辞退により、入札参加者が 1 者のときは入札を中止します。

変更前「一般競争入札において、入札参加者が 1 者のときは入札を中止する。」  
→変更後「一般競争入札において、入札参加者が 1 者でも入札を執行する。」

### 2 契約約款について

契約標準約款が改正されたことから、本市の契約約款を改正します。

改正内容は、違約金の発生事由として破産管財人等が解除した場合等においても該当するよう措置するものです。(別紙のとおり)

施行(改正)日 平成 30 年 7 月 1 日

契約約款 新旧対照表

改正案	現行
<p>(発注者の解除権) 第 43 条 略</p> <p><u>(契約が解除された場合等の違約金)</u></p> <p><u>第 43 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前条の規定によりこの契約が解除された場合</u></p> <p>(2) <u>受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</u></p> <p><u>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。</u></p> <p>(1) <u>受注者について破産手続開始の決定があった場合における破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人</u></p> <p>(2) <u>受注者について更生手続開始の決定があった場合における会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人</u></p> <p>(3) <u>受注者について再生手続開始の決定があった場合における民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等</u></p> <p><u>3 第 1 項の場合（前条第 6 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。</u></p>	<p>(発注者の解除権) 第 43 条 略</p> <p><u>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 第 1 項第 1 号から第 5 項までの規定により、この契約が解除された場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</u></p>

第 44 条 略

第 45 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第 43 条及び前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 略

第 44 条 略

第 45 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第 43 条第 1 項及び前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 略